# 有料老人ホーム重要事項説明書 (特定施設入居者生活介護等を含む)

作成日 2023 年 4 月 1 日

#### 1. 事業主体概要

1. 事未工作成女	
事業主体名	プラウドライフ株式会社
代表者名	代表取締役社長 薗田 宏
所在地	神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番地4川崎砂子ビルディング8階
電話番号/FAX番号	044-589-2713/044-589-2714
ホームページアドレス	https://hanakotoba.co.jp/
資本金(基本財産)	300万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	ソニー・ライフケア株式会社 100%
設立年月日	2006年7月3日
直近の事業収支決算額※2	(収益) 7,190,132 ₹Ħ (費用) 7,495,444 ₹Ħ (損益) △305,311 ₹Ħ
会計監査人との契約	無
他の主な事業	有料老人ホームの管理・運営・企画

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。 ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 が	設概要	
	施設名	はなことば 相模原
	類型	1 介護付( 一般型・外部サービス利用型 ) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
施	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
設の類型及び表示事	介護保険	1 相模原市 指定介護保険特定施設     番号 1472606423       事業所の指定年月日     平成 24 年 10 月 1 日 指定の更新日(直近) 平成 30 年 10 月 1 日 介護専用型     1 日 混合型       次意等防     介護予防     介部サービス利用型)       か護保険在宅サービス利用可
項	居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	3 : 1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可 ( ) 2 提携ホーム移行型 ( )
開設年	月日	2011年10月1日
施設0	)管理者氏名	佐藤 秀一
所在地	3	神奈川県相模原市中央区小町通1-11-12
メール	アドレス	shuichi.sato@sonylifecare.co.jp
電話番	F号∕FAX番号	042-707-7511/042-707-7522
交通0	)便※3	JR横浜線「相模原駅」より神奈中バス「相17水郷田名」行き又は「相14上溝」行き乗 車10分「日金沢上」パス停より徒歩5分
ホーノ	ページアドレス	https://hanakotoba.co.jp/
敷地根	牙要※4	権利形態 所有・借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (借地の場合の抵当権) 無・有 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 1658.45 ㎡
建物根	要	権利形態 所有・情家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2011 年 11 月 1 日 ~ 2036 年 10 月 31 日 (借家の場合の抵当権) 無・有 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 R C 造 地下 0 階 地上 3 階建 耐火・準耐火・その他) 延床面積 2048.74 ㎡ (うち有料老人ホーム 2048.74 ㎡ 建築年月日 平成 23 年 9 月 30 日 建築 改築年月日 平成 年 月 日 改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他(

<u> </u>							
		室 定員 58 /	人 (一時	介護室を除く	)		
		レ:有 浴室:無)					
	(内訳)				1		
		居室定員		室数	面	15.4	
	1	個 室		58 室	18. 00 m <sup>2</sup>	<b>~</b> 19.	65 m <sup>2</sup>
居室、一時介護室の概要	居室	うち2人定員		室	m <sup>*</sup>	~	m²
	1 <sup>11</sup> =	人部屋(相部屋		室	m²	~	m²
		人部屋(相部屋	)	室	m²	~	m²
		個 室		室	m²	~	m²
	一時介護室	人部屋(相部屋		室		~	m
		人部屋(相部屋	)	室	m	~	m
	食堂		設置降	皆 1 [8	皆 (	108. 29	m )
	入居者や家族が	利用できる調理設備	設置降	皆	皆 (		m )
	一般浴槽	情(個浴) ヶ所	設置降	皆 1 『	皆 (	14. 91	m <sup>°</sup> )
	一般浴槽	∮(大浴場) ヶ所	設置附	皆 1 🛭	皆 (	16. 61	m <sup>°</sup> )
	浴室	(チェア) 浴 ヶ所	設置隊	皆	皆(		m )
	ストレッ	チャー浴 ヶ所	設置降	皆	皆 (		m <sup>°</sup> )
	<sub>便配</sub> 男女別の	)対応可能 ヶ所	設置降	皆	皆 (		m <sup>°</sup> )
	便所 車椅子等	の対応可能 ヶ所	設置降	皆 各居室・各 🏿	皆(		m )
	洗面設備		設置降	皆 各居室・各 🏿	皆 (		m <sup>°</sup> )
	医務室(健康管	理室)	設置降			18. 00	m )
共用施設・設備の概要	談話室		設置降	皆 1 [8	皆(	9. 24	m )
(設置箇所、面積、設備の整備状	面談室		設置降	皆 1 [8	皆 (	9. 24	m )
況等)	事務室		設置阿		皆(	18. 00	m )
	洗濯室		設置阿		皆(	7. 65	m )
	汚物処理室	設置降	皆 1~3 阝	皆(		m )	
	看護・介護職員	設置降	皆 1~3 阝	皆 (		m <sup>°</sup> )	
			設置降	皆 2~3 🛭	皆(	26. 47	m )
	機能訓練室	価のま	土田協設との筆	乗用 無・有	(	)	
		/a r				`	
	健康・生きがし		設置降		皆 (		m <sup>*</sup> )
	エレベーター		2		トレッチャー拚		基 )
	スプリンクラ-			1,77	皆 各 居		
	居室のある区均	或の廊ト幅 ロー	両手3	<b>すり設直後の</b> を	有効幅員 (1.1	3 m ~	1.8 m)
	消火器		無 •	有			
	ᆸᇸᆚᄿᇸᄱᇷ	:九/世	400	+			
	自動火災報知語	無・	1月				
	火災通報設備	無・	有		·		
消防用設備等							
	スプリンクラ-	スプリンクラー		無・有			
	<b>叶</b> 小		400	右			
	防火管理者		無・	Ħ			
	防災計画(水割	害・土砂災害を含む)	無 •	有			
	<b>緊急</b> 通報生置等	等の種類及び設置箇所		_			
		寺の程規及び設直画が トイレ、各居室、居室		را			
	安否確認の方法		1	-			
		ム・頻反守 守りシステム(以下、	ライフ	リズムナビ®+[	Dr.) を利用し	て画面上	で見守
	りを行い、必要	要時にはスタッフが直	接訪問	いたします。			
		ナビ®+Dr.は、各種セ					
緊急通報装置等緊急連絡	数・呼吸数、B るシステムでで	队床・離床、体動・趙 ≠	さとか	りなとの状態.	、居至内の温	並 度などを	(検知す
・安否確認		ヮ。 様の状態に応じた通知	1条件設	定を行なうこ	とで、お一人に	おひとりそ	動パ
	ターンに応じた	た対応を可能とするも	のです	。事務所やス	タッフが携帯	する端末と	連動し
		条件に合致、もしくは					
		を操作して随時ご状態 お客様からのナース					
		この各様からのナース 切なケアを提供します		この理論別心	ことでに、店	土で初回し	八 1八忠
		のご体調変化により、		視確認が必要	とされる場合に	こは、随時	詩問
		アを行ないます。					•
同一敷地内の併設施設又は事業所 等の概要※6							
有料老人ホーム事業の提携ホーム 及び提携内容							
<u> </u>							

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。
   ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
   ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
   ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

# 3 利用料※7

(1)利用料の支払い方式			
支払い方式 ※8	一時金方式 月払い方式 選択方式		
入院等による不在時における利用 料金 (月払い) の取り扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
条件利用料金の改定	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、改定で きるものとします。		
手続き方法	運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。		

# (2)前払い方式

費月	用の支払方法 ※9											
敷釒	È	無 •	有	(		円、割	家賃村	目当額の	か月:	分 )		
(介	ム金 護費用の前払金を除く)	法第2	9条第	6項に	規定される	5前払金			円 ~		円	
	想定居住期間又は償却期間											
	算定の基礎(内訳) 解約時の返還金 (算定方法等)											
	返還の対象とならない額 の有無	無・	有	(		円)						
	初期償却率			%								
	初期償却の開始日	1	連帯係	呆証を	と行う銀行等	等の名称		(				)
		2	信託	契約を	を行う信託会	会社等の名称	<b>፟</b>	(				)
	前払金の保全先	3	保証係	呆険を	を行う保険会	会社の名称		(				)
		4	全国和	有料を	き人ホーム†	<b>â</b> 会						
		5	そのイ	也				(				)
	<b>隻費用の前払金</b>				円 ~			円				
	算定の基礎(内訳) 解約時の返還金											
	(算定方法等)											
	返還の対象とならない額 の有無	無・	有	(		円 )						
	初期償却の開始日 頸利用料				円 ~			円				
	年齢に応じた金額設定	無・	有		•••							
	要介護状態に応じた金額設定	無・										
			利用料	4				内	訳			
	料金プラン ※10			_	管理費	介護費用	1	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	<u>t</u>
	11122727											
		管理發	事									
		介護										
	算定根拠 ※11	食費	し連									
		光熱7	N質 日当額									
		その作										
	領利用料に含まれない 費負担等 ※12											
		特定加	拖設入	居者	生活介護					(1か	月30日の何	
		電	介護	1		月額	円	利用	者負担額	(	割の場合	円
			介護				, 円					円
			介護				<del>기</del>					円
			子介護 子介護		-		円 円					円円
			11算の			'	-					
					取組の有無		減算	型・基	· 华型			
		退防	完・退!	所時道	連携加算		無	• 有				
		入月	<b>引継続</b>	支援	加算		無	· 有	(1)	)	(Ⅱ)	
		生活	5機能	向上证	連携加算		無	· 有	(1)	)	(Ⅱ)	
		個別	機能	訓練力	加算		無	・有	(1)	)	( 11 )	
		ADL	維持等	萨加算	[		無	• 有	(I)	)	(Ⅱ)	
		夜間	看護·	体制力	加算		無	• 有				
					入居者受入	加算		• 有				
			機関					• 有 ·				
		口胜	2衛生	管理体	体制加算		無	• 有				

口腔・栄養スクリーニング加算	無・有			
科学的介護推進体制加算	無·有			
看取り介護加算	無·有	(I) (I)		
認知症専門ケア加算	無·有	(I) (I)		
		(I)		
サービス提供体制強化加算	無・有	(II)		
		(III)		
		I		
		П		
介護職員処遇改善加算	無·有	ш		
		IV		
		v		
介護職員等特定処遇改善加算	無・有	(I)		
<b>月晚晚只守行た处理以告加昇</b>	<del>****                                 </del>	( II )		
介護職員等ベースアップ等支援加算	無・有			
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合) : 1		

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村 から交付される「介護保険負担割 合証」に記載された利用者負担の 割合に応じた額)

## 介護予防特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

	月額	利用者負担額	(	割の場合	)
要支援 1	円				円
要支援 2	円				円

## 各種加算の状況

各種加算の状況			
身体拘束廃止取組の有無	減算型 • 基準	<b>集型</b>	
生活機能向上連携加算	無・有	(I)	(II)
個別機能訓練加算	無・有	(I)	(II)
若年性認知症入居者受入加算	無・有		
医療機関連携加算	無·有		
口腔衛生管理体制加算	無·有		
口腔・栄養スクリーニング加算	無·有		
科学的介護推進体制加算	無・有		
認知症専門ケア加算	無・有	(	I)
此外近十一一	<i>™</i> 'H	(	Π)
		· ·	I )
サービス提供体制強化加算	無·有	1	II )
		,	III )
			I <del>-</del>
介護職員処遇改善加算	無・有		Π Π
月 透明貝处週以告加昇	<b>無 •</b> 有		W.
			v V
			•
介護職員等特定処遇改善加算	無・有	(	I)
/ IIX7%只可りただ起い日加井	W. H	(	Π)
介護職員等ベースアップ等支援加算	無·有		
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合)	: 1
<u> </u>			

# (3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	月額利用料は、毎月20日までに請求書をお送りし、同月27日にご指定の口座より引落を 致します。金融機関が引き落とし日に休日の場合は、翌営業日の引落となります。							
<u></u>	無・有(			マロの場合で 家賃相当額の		iの5i落となり か月分 )	りより。	
<u>                                    </u>		10 円 ~		990 円	, 5 ,	1.U VI )		
年齢に応じた金額設定		и г.	201,	330 🖂				
中町に心した並領設と	<u>無</u> ・有							
要介護状態に応じた金額設定	無・有							
	月額利用料	管理費	介護費用	食費		家賃相当額	その他	
	197, 990	(非林忱)		(税込)	(税込) 管理費に含む	(非課税)	- C 47 IB	
料金プラン ※10	207, 990	29, 190 29, 190	実費 実費		管理費に含む			
	1人部屋について照。(年齢によ		高額を記載	。その他詳			明細表を参	
	管理費	施設維持管理 衛生費、事務			共用部およ	び居室の水	光熱費、環境	
	介護費用	別添介護サー	-ビス等の-	一覧表による	5			
		※3日前まで1	33,000円 にお申し出	(うち消費税	总等3,000円)	)	:り次の通り	
算定根拠 ※11	食費 返金いたします。 ・朝食 330円(うち消費税等30円) ・昼食 440円(うち消費税等40円) ・夕食 330円(うち消費税等30円) ※厨房管理費は、欠食があっても返金されません。				· 6.			
	光熱水費	管理費に含む	ìo					
	家賃相当額	近隣賃貸家賃自立の方は、		弗田レニ アF	9 25 7 7 000 00	1 / ニナ :出 弗:	#47 000 ED	
	その他	百分の方は、			) 좭 / /, UUU 广	1(フら消食/	況7,000円)	
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	規定回数以上の食事介助・排泄介助・おむつ交換・入浴介助・清掃・洗濯、通院介助、居室配膳下膳、買物や役所手続代行、健康診断、外出付添、おやつ、おむつ代、新聞代、理美容代、日用消耗品、電話代、放送受信料、医療費、ドライクリーニング代、レクリエーション材料費・交通費、その他個人的な支出分、介護保険給付対象外費用等							
	特定施設入居者生活介護(加算含む)			) (1か月30日の例) 利用者負担額(1割/2割/3割の場合)				
	月額 要介護 1 202,736							
	要介護 2	225, 988						
	要介護 3		250, 672 F				/75, 202 円	
	要介護 4 要介護 5		273, 249 F 297, 565 F				/81,975 円 /89,270 円	
	女が設り		207,000 1	1	20,	7077 00,010	00,270 11	
	各種加算の状況							
	身体拘束廃止取組の有無			減算型 • 基	基準型			
	退院・退所時連携加算			無・有				
	入居継続支援	加算		無・有	(I)	)	(II)	
	生活機能向上	連携加算		無・有	( I )	)	( 11 )	
	個別機能訓練			無・有	(I)	)	( 11 )	
	ADL維持等加算	-		無・有	( I )	)	(11)	
	夜間看護体制			無・有				
	若年性認知症		算	無・有				
		医療機関連携加算			無・有			
	口腔衛生管理体制加算 			無・有				
	科学的介護推			無・有無・有				
	看取り介護加			無・有	( I	)	(П)	
	認知症専門ケ	ア加算		無・有		(I)		
			•				•	

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村 から交付される「介護保険負担割 合証」に記載された利用者負担の 割合に応じた額)

サービス提供体制強化加算	無・有	(II) (II)
介護職員処遇改善加算	無・有	I II IV V
介護職員等特定処遇改善加算	無・有	(II)
介護職員等ベースアップ等支援加算	無·有	
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合) : 1

介護予防特定施設入居者生活介護(加算含む)

(1か月30日の例)

	月額	利用者負担額(1割/2割/3割の場合)
要支援 1	73, 685 円	7, 369/14, 737/22, 106 円
要支援 2	119, 165 円	11,917/23,833/35,750 円

#### 各種加算の状況

各種加算の状況			
身体拘束廃止取組の有無	減算型 · 基準	<b>準型</b>	
生活機能向上連携加算	無・有	(I)	(II)
個別機能訓練加算	無・有	(I)	(II)
若年性認知症入居者受入加算	無・有		
医療機関連携加算	無 • 有		
口腔衛生管理体制加算	無·有		
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有		
科学的介護推進体制加算	無・有		
認知症専門ケア加算	無・有	(I)	
サービス提供体制強化加算	無・有	(II) (II)	
介護職員処遇改善加算	無有	I II IV V	
介護職員等特定処遇改善加算	無・有	(I)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	無·有		
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合) :	1

#### (4) 共通事項

改定ルール (勘案する要素及び改定手続等)	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇 談会の意見を聴き、入居者および身元引受人の同意を得た上で改定するものとします。
前払金の返還金の保全措置	無・有       保全措置の内容 ( )         無の場合の理由 ( )
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・有 有の場合の保険名(ソニーグループ損害保険プログラム 賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料等	敷金、家賃相当額、管理費
短期利用の設定(短期利用特定施 設入居者生活介護の届出がある)	無・有 有の場合は 別添2 短期利用のサービス等の概要 参照

## 4 サービスの内容

#### (1)全体の方針

運営に関する方針	(管理運営規程より) 介護事業の社会的責務を十分に自覚し、入居者の基本的人権に配慮しつつ、入居者が快適な生活環境の中で健康で充実した日常生活を営めるように、下記の項目を念頭にホームの運営を円滑に行うものとします。  一 入居者を個人として尊重し、公平・平等に対応します。 二 快適な生活環境を提供します。 事故防止、防犯の観点により、原則、居室窓を施錠(開放制限)いたします。 は、事務所へお申し出ください。 三 入居者に対し安心感と信頼感を提供します。 四 職員は、プロとしての自覚と認識をもってサービスの提供に努めます。 五 地域に密着した施設として、関資なサービスの提供に努めます。 五 地域に密着した施設として、関資なサービスを提供するよの響が高がある場合は、アロとしての自覚を記録をもってサービスの提供に努めます。
サービスの提供内容に関する特色	お一人お一人の個性や生活スタイルを尊重し、サービスをご利用される立場と専門職と しての視点で考え、サービスを提供させて頂いております。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
非常災害対策	(管理運営規程より) 消防計画及び災害対策計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期 的に職員に周知します。
防災	(管理運営規程より)  1 喫煙などの後始末には十分にご注意ください。また、自然発火や引火、爆発の恐れのある物は、絶対にホーム内に持ち込まないでください。  2 年2回以上防災訓練を実施いたします。特別な理由がない限りご参加ください。  3 緊急時の避難路には、歩行の邪魔になるような物は置かないでください。  4 災害等により緊急の避難が必要になった場合には、職員が速やかに入居者、来訪者等の避難誘導にあたります。また、緊急時の通報は、全館一斉放送いたします。  5 身体が不自由な方、ご病気の方は、優先的に職員が救助避難誘導いたします。

#### (2) 介護サービスの内容

(2)介護サービスの内容	
月額利用料(介護費用、光熱水 管理	共用部の維持管理、水光熱費の基本料金、防災・安全対策、緊急対応、フロントサービス
費、家賃相当額を除く)に含まれ るサービスの内容・頻度等 食費	食事(1日3食)の提供
その他 その他	<u>t</u>
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	・ 介護サービス等の一覧表による
月額利用料に含まれない実費負担 の必要なサービスとその利用料 別添	介護サービス等の一覧表及び管理運営規程による
合は委託先及び委託内容 委託分	巻務調理委託 も:HITOWAフードサービス株式会社 内容:食事 (1日3食)・おやつの調理
	器ロ : ソーシャルワーカー 黄任者 : ホーム長 連絡先 : 042-707-7511 ド日 : なし 対応時間 (全日) 9 : 00 ~ 18 : 00
苦情解決の体制(相談窓口、責任 者、連絡先、第三者機関の連絡先 等) 定例	8口:本社「苦情相談窓口」 3先 : 0120-913-880 5日 : なし 対応時間 (土日以外) 10 : 00 ~ 17 : 00
相	三者機関の連絡先 模原市 福祉基盤課(指定・指導班) 所在地 : 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館4階 連絡先 : 042-769-9226
	奈川県国民健康保険団体連合会 所在地 : 神奈川県横浜市西区楠町27-1 連絡先 : 0570-022110 (苦情専用)
の連携、家族等への連絡方法・説 応致し	が発生した場合には、速やかに医療機関・保険者・相模原市・神奈川県に連絡し対 にます。受診が必要な場合は、速やかに受診しご家族へ事故の経過等の詳細を説明 にます。
事故発生の防止のための指針無・	有
損舌賠負(対応力針及び損舌保険  者に対   者に対	た力による場合を除き、事業者に故意又は過失が存在する場合には、速やかに入居付して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には賠 を支払わない場合や減額する場合があります。
協会及び同協会の入居者基金制度	への加入     無・有            新基金への加入     無・有
利用者アンケート調査、意見箱等 有	実施日 西暦 2022 年 7月 日
利用者の意見等を把握する取組の状況	結果の開示無・有
<u>#</u>	
	実施日 西暦 年 月 日
有 第三者による評価の実施状況 有	評価機関名称
	結果の開示 無・有
無	

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。 ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、 入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

	及とログ列が行	
要介護 行う場	時(認知症を含む)に介護を 所	各専用居室にて介護いたします。
える場合居	居室から一時介護室へ移る 場合(判断基準・手続、追加 費用の要否、居室利用権の 取扱い等)	介護のための居室移動はございません。
室又は施	従前の居室から別の居室へ 住み替える場合 (同上)	入居者の心身の状況等を勘案した上で、建物内の他の専用居室に変更していただく場合がございます。その際には、医師の意見を聞き、本人または身元引受人の同意を得て、一定の観察期間を設けるものとします。また、料金については、変更後の居室料金となります。仕様の変更はございません。
設 を 住	提携ホームへ住み替える場合(同上)	_
み替	前払金償却の調整の有無	無・有

## 6 医療

6 医療								
医療支援(※複数選択可)	1救急車の2入退院の3通院介助4その他							
	名称	コンフォート鶴川クリニック						
切力医療機関(又は帰託医)の無	診療科目	内科 整形外科						
協力医療機関(又は嘱託医)の概 要及び協力内容	所在地	東京都町田市大蔵町150-2						
Q (	距離及び所要時間	20分						
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。						
	名称	さがみはらファミリークリニック						
協力医療機関(又は嘱託医)の概	診療科目	内科 皮膚科						
勝力医療機関(又は嘱託医)の概   要及び協力内容	所在地	神奈川県相模原市中央区上溝3956-1						
Q (	距離及び所要時間	10分						
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。						
	名称	医療法人桜樹会 カオス歯科						
協力歯科医療機関(又は嘱託医)	所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5 - 13-15						
の概要及び協力内容	距離及び所要時間	20分						
	協力内容	診察・治療の為の医師の派遣						
入居者が医療を要する場合の対応 (入居者の意思確認、医師の判 断、医療機関の選定、費用負担、 長期に入院する場合の対応等)	ます。費用につきる いただきます。	機関または入居者が希望する医療機関において治療を受けていただき としては、医療保険で支給される以外の費用は、入居者がご負担して 退院移送費用(協力医療機関を除く)、入院の場合でも居室利用料と さきます。						

## 7 入居状況等 ( 2023 年 4 月 1 日 現在 )

大居者数及び定員     58 人 (定員 58 人 ) 入居率 100.0%       男性 10 人 女性 48 人       自立 0 人       (内訳) 要介護 1 11 人 要介護 2 7 人 要介護 3 9 人 要介護 4 15 人 要介護 5 10 人 要介護 5 10 人 要介護 5 10 人 要介護 5 10 人 表 表 表 5 10 人 表 表 5 年以上10年未満 9 人 1 年以上5年未満 9 人 1 年以上5年未満 9 人 1 年以上5年未満 26 人 5 年以上10年未満 10 人 5 1 日本以上5年未満 26 人 5 1 日本以上5年未満 26 人 5 1 日本以上5年未満 10 人 5 1 日本	へんがんす		\	2020 — + /]	1 7 71	/
自立 0 人	<b>皆数及び定員</b>	58 人 (定員 5	8 人 ) 入居率	100.0%		
(内訳) 要介護 1			:性 48 人			
要介護 52 人 要介護 2 7 人 要介護 2 7 人 要介護 3 9 人 要介護 4 15 人 要介護 5 10 人 要介護 5 10 人 要方護 6 人 (内訳)要支援 1 2 人 要支援 2 4 人 自5歳よ満 1 人 自65歳以上75歳未満 3 人 居 1 年以上5年未満 9 人 別 85歳以上85歳未満 11 人 日 1 年以上5年未満 26 人 別 85歳以上 5 年未満 26 人 別 85歳以上 5 年未満 26 人	<u>_</u>	自立 0 人				
要介護 52 人 要介護 3 9 人 要介護 4 15 人 要介護 5 10 人 要介護 5 10 人 要支援 6 人			(内	訳) 要介護 1	11 人	
フィッション (内部) 要う護 4 15 人 要介護 5 10 人 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で				要介護 2	7 人	
大居者内訳   東方護 5 10 人   東方護 5 10 人   東支援 6 人   (内訳) 要支援 1 2 人   東支援 2 4 人   (内訳) 要支援 2 4 人   (内訳) 要支援 2 4 人   (およ満 1 人 6 ヶ月未満 11 人 6 ヶ月以上 1 年末満 9 人 75歳以上85歳未満 11 人 居 1 年以上 5 年末満 26 人 別 (85歳以上 1 4 4 4 4 月 4 5 年以上 1 5 年末満 26 人 別 (85歳以上 1 4 4 4 4 月 4 5 年以上 1 5 年末満 2 6 人 月 4 年 1 年 1 年 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1		要介護 52 人		要介護3	9 人	
大居者内訳     要支援 6 人     (内訳) 要支援 1 2 大 要支援 2 4 人       65歳未満 1 人 6ヶ月未満 11 人 節 75歳以上75歳未満 3 人 入 6ヶ月以上1年未満 9 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上85歳未満 11 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上85歳未満 10 人 5 年以上10年ま港 10 人				要介護 4	15 人	
要支援     6      要支援2     4     人       65歳未満     1     人     6ヶ月未満     11     人       年     65歳以上75歳未満     3     人     入     6ヶ月以上1年未満     9     人       計     75歳以上85歳未満     11     人     月     1年以上5年未満     26     人       別     85歳以上     42     人     期     5年以上10年未満     10     人	<u>_</u>			要介護 5	10 人	
(65歳未満 1 人 6ヶ月未満 11 人 6ヶ月未満 11 人 6ヶ月未満 11 人 6ヶ月未満 9 人 6ヶ月以上15年未満 9 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上85歳未満 11 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上 4 月 8 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	<b>善</b> <b>善</b>	亜支煙 6 1	(内	訳) 要支援 1	2 人	
年 65歳以上75歳未満 3 人 入 6ヶ月以上1年未満 9 人 齡 75歳以上85歳未満 11 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上 42 人 期 5年以上10年末港 10 人		女文版 0 八		要支援 2	4 人	
齢 75歳以上85歳未満 11 人 居 1年以上5年未満 26 人 別 85歳以上 42 人 期 5年以上10年ま港 10 人				6ヶ月未満	11 人	
		年 65歳以上75歳未満		6ヶ月以上1年未満	9 人	
		節 75歳以上85歳未満	j 11 人   塩	1年以上5年未満	26 人	
		<sup>別</sup> 85歳以上		5年以上10年未満	10 人	
				10年以上15年未満	2 人	
│				15年以上	0 人	
平均年齡 88.0 歳 (男性 86 歳 女性 88 歳 )	丰齢	88.0 歳 (男性	86 歳 女性	88 歳)		
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除 く参加者数、主な議題等) 原則として年1回実施 (主な議題)運営状況報告、事業計画等 直近開催日 2022 年 9 月 25	回数、設置者の役職員を除		去、事業計画等 <u>直近</u> 月	開催日 2022 年	9 月 25 日	

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入 する必要はない。

#### 8 職員体制

О 49	4.只件啊						
(1)	職種別の職員数等				( 2	023 호	F 4 月 1 日 現在)
			常勤換算	後の人数	夜間勤務職		
		職員数		うち	(17∶15~翌	9:15)	備考
		机 兵 奴		自立対応	最少人数 (休憩者除く)	平均	(資格・委託等)
	管理者	1 ( 0 )	1	0			
	生活相談員	1 ( 0 )	1	0			
	直接処遇職員	22 ( 2 )	20.8	0	2	1. 75	
	介護職員	18 ( 1 )	17. 6	0	2	1. 75	
	看護職員	4 (1)	3. 2	0			
従	機能訓練指導員	1 ( ※1 )	/	/			看護職員
従業者	理学療法士	0 ( 0 )	1 /	/			
有の	作業療法士	0 ( 0 )	1 /	/			
内	その他	1 ( ※1 )	/	/			看護職員
訳	計画作成担当者	1 ( 0 )	/	/			
	医師	0 ( 0 )	/	/			
	栄養士	1 ( 0 )	/	/			委託
	調理員	6 (4)	] /	/			委託
	事務職員	1 (1)	] /	/			
	その他職員	2 ( 2 )	]/	/			清掃
	合 計	33 ( 9 )	V	V	2	1. 75	

#### (2)職員の状況

他の職務との兼務						1 a	5 4)	2 なし	-		
管理	里者	兼務Ⅰ	に係る資	格等			5り 資格 よし	各等の名称	介護福	业士	
		看護	職員	介護	職員	生活村	相談員	機能訓網	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間	間の採用者数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
前年度1年間	間の退職者数	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0
に業応務	1年未満	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
じに た従 職事	1 年以上 3 年未満	1	0	3	2	1	0	0	1	1	0
員しのた	3 年以上 5 年未満	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
人経 数験	5 年以上 10年未満	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0
年 数	10年以上	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
従業者の健康語	・ 参断の実施状況	1	あり	2	なし						

## 〇要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。 利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々	年度の平均	均值	前年	年度の平均	间值	今年度の平均値※18				
要支援者の人数		2. 5			6. 8			6. 0			
要介護者の人数		53. 1			49. 8			49. 7			
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16		18			17. 3			17. 1			
配置している直接処遇職員の人数 ※17		20. 9			21. 4			20. 8			
要支援者・要介護者の合計数人に 対する配置直接処遇職員の人数の 割合	2. 5	:	1	2. 42	÷	1	2. 47	:	1		
実際の配置比率 (作成日時点での割合)	2. 47	:	1								
常勤換算方法の考え方	常勤職員の	)週勤務時	計 32	時間で除し	て算出 アンフェ						
	介護職員	早番 日勤 遅番	7:00 - 9:00 - 10:00 -	<b>~</b> 18:00							
<b>分業者の勘数仕制の標面</b>		夜勤	17:15	9:15							
従業者の勤務体制の概要	看護職員	早番	•	~							
		日勤	9:00 -	<b>~</b> 18∶00							
		遅番	•	-							
		夜勤		~							

- ※16 常勤換算後の人数。 ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。 ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

#### 〇介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0	人	(	0	人 )	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
介護福祉士	15	人	(	15	人 )	うち	常勤	15	人	非常勤	0	人	
介護支援専門員	0	人	(	0	人 )	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
介護職員実務者研修修了者	0	人	(	0	人 )	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
介護職員初任者研修修了者	2	人	(	0	人 )	うち	常勤	2	人	非常勤	0	人	
資格なし	1	人	(	0	人 )	うち	常勤	0	人	非常勤	1	人	

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に
- 外数で記入する。 注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

#### ○機能訓練指道員の資格取得状況

	<i>//</i> L								
看護師又は准看護師	1 人	うち	常勤	1	人	非常勤	0	人	
理学療法士	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
作業療法士	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
言語聴覚士	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
柔道整復士	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
あん摩マッサージ指圧師	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
はり師	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	
きゅう師	0 人	うち	常勤	0	人	非常勤	0	人	

# 9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心身の状況 (自立・要支援・要介護)等)	(管理運営規程より) 当ホームへの入居は、下記の資格条件を満たされている方に限ります。     概ね60歳以上の方。     共同生活が営めると当ホームが判断した方。     入居に関する費用及び毎月の諸費用等の支払能力があると当社が判断した方。     健康保険、介護保険に加入している方。     入居手続き及び入居資格審査を満たされた方。     入居契約書及び当規程の内容を遵守できる方。
-----------------------------------	--

身元引き受け人等の条件及び義務 等	(入居契約書より) 1 入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。 2 事業者は、入居者の日常生活に関して必要に応じ、身元引受人と連絡・協議等に努めるものとします。 3 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の日常生活および健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。 4 身元引受人は、事業者が行う介護サービスの提供にあたって、必要に応じて事業者との協議、緊急時の連絡等に協力するものとします。 5 身元引受人は、事業者との協議が調った場合、或いは、本契約が解除・解約されたときは、入居者の身柄を引き取るものとします。 6 身元引受人は、連帯保証人および返還金及取人を兼ねることができます。 7 事業者は、身元引受人が第38条第二号、第三号又は第五号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することができるものとします。
生活保護受給者の受入れ対応	┃ ┃否┃・可
施設又は入居者が入居契約を解除 する場合の事由及び手続等 ※19	不原契約書より、事業者からの解約  事業者は、入居者または身元引受人等が次の各号のいずれかに該当と、かつ、そのことにより本契約をこれ以上得実にわたって維持することが社会通と著しく困難と認められる場合に、本案第2項および第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することができます。  一入居中込書に盧偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき  月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、通告に従わず3か月以上遅滞するとき 第3条業名項の規定に違反したとき 五入居者および身元引受人の行動が、自傷または他の入居者あるいは従業員の生命、身体または財産に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつつ有料を大小一人における通常の注意と介護方法および接通方法ではこれを防止することを行います。 ・契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと 前項処策に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。 ・契約解除の通告に先立ち、別限の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。 ・契約解除の通告に先立ち、以及書初を転先の有限について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について知りすること  本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第の意見を聴と込む分子の手に掲げる手続きを行います。 「第44条名号の確約に反する事実が判明したとき 事業者が必要と認めより身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。 第44条名号の権約に反する事実が判明したとき (人居契約書より) 入居者からの解約 1 入居者に、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことによ場をに対しる解析である解析である。 2 入居者に、事業者では、4を発わらできます。解約の申し入れは事業者の定めの解約 を決します。の規定は、事業者では、事業者では、事業者ではその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項の規定とます。 3 入居者に、事業者に対しての受員が反社会的勢力に該当したとき エキ契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき エキ契約締結後に自ら又は役員が反社会の等の明ずれかに該当したときす。 2 入居までに支払う費用の経過に対した場合には、前2項の規定に関わら確認したとます。 3 込置をでは、4を経過した。第44条名号は、1を持定に支払う費用の経過に対したともまっ。第44条名号は、1を持定は、1を持定に支払もまびたのの間で人居ので限行が終れたものと目が表が終することができます。 3 込居をでは、4を経過しなの解析が表には、当該居をの他の債務の不履行が存むによっまるによりまます。 第45によりの領険を表し引く債務の額の内別を入居者および身元引受人等に明示します。

•				
	退去先別の人数	自宅等	0 \	,
		社会福祉施設	2 人	
		医療機関	1 人	
前		死亡者	10 人	
前 年 度		その他	0 人	$\Box$
に お け			0 人	
			(解約事由の例)	
		佐乳側の由し山		
		施設側の申し出		
退				
る退去者	生前解約の状況			
首の			3 人	
状			(解約事由の例)	
状況		1日老側の由し山		
		入居者側の申し出	サクを打作品・のお兄	
			社会福祉施設への転居、長期療養の為	
体験入居の期間及び費用負担等 最長14日間 1泊 9,900円 (うち消費税900円)				

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

#### 10 情報開示

10 IN TANDOT.		
入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧・写し交付 ) 2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開

※20 ●指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

#### 11 その他 (別途、「適合表」が無い場合は下記とする)

11 200 亿、小型、一型自我 3.7 票 6.7 物自体 1 配 2 9.07				
有料老人ホーム設置時の老人福祉法 第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する 法律第23条の規定により、届出が不要			
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし			
有料老人ホーム設置運営指導指針 「5.規模及び構造設備」に合致しな い事項	1 あり 2 なし			
合致しない事項がある場合の内容				
「6. 既存建築物等の活用の場合 等の特例」への適合性	1 適合している(代替措置) 2 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない			
有料老人ホーム設置運営指導指針の 不適合事項	1 あり 2 なし			
不適合事項がある場合の内容				

添付書類: 別添 1

「介護サービス等の一覧表」 「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ) 別添2 別添3 「相模原市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明および交付を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明および交付を受けました。

年 月 日 確認者署名

附則 この重要事項説明書は、2018年7月1日より施行します。

2021年7月1日改定

2022年7月1日改定

2022年10月1日改定

2022年12月15日改定

2023年4月1日改定